

2017-9-15  
No.1008 250円

# 思想運動

活動家集団 思想運動

発行・小川町企画 〒113-0033 東京都文京区本郷3の38の10さかえビル2階 ☎03-3818-6671 FAX03-3818-3199 (郵便振替)00190-0-758235  
小川町企画・関西連絡先 ☎080-4700-6461  
HP <http://www.shiso-undo.jp/>  
購読料:年間6,000円 半年3,000円(送料共)



朝鮮人民の平和に生きる権利、学ぶ権利を侵害することは許さない! (2017年9月13日、東京地裁前、撮影=廣野茅乃記者)

**講演**  
**核の傘と平和を考える10・5労働者集会**  
「朝鮮半島をめぐる戦争の危機に  
日本のわたしたちはどう対応するのか」  
浅井基文(元外務省職員・国際問題研究者)  
日時 10月5日(木)午後六時半開会  
場所 東京・文京区民センター2A  
参加費 800円  
主催 壊憲NO! 96条改憲反対連絡会議

九月十三日午後一時一〇分、東京地裁において、朝鮮高級学校が高校授業料「無償化」から外されたことを違法として訴えた裁判の判決を、山田裁判長が出した。傍聴希望者は一五〇〇人。二人の弁護士が裁判所前を出した白い紙には「不当判決」「朝鮮高生の声、届かず」と書かれていた。怒りの声、泣き声が起こり、次いで抗議のシュプレヒコールがあがった。しばらくして、歴史的な不当判決を糾弾する演説が始まった。この間絶え間なく、朝高生を中心とした文科省前の抗議活動で歌われてきた『声よ集まれ、歌となれ』のなかの『ただだけ叫べばいいのさうー!』という歌声が響き、まわりには大勢の支援者たちも唱和した。「原告団の申請を棄却する」「裁判費用は原告側が支払う」といった三〇秒の不当判決に、朝高生を無償化の対象から除外したことに基づくもので、重要な争点について判断を回避しています。すなわち、本判決は、「規定八の削除が無償化法による委任の趣旨を逸脱したものであり無効である(以下「本訴訟」といいます)を言明し、原告側の請求を棄却しました。裁判所は、訴訟における被告側の主張を丸呑みし、原告側の請求を棄却しました。

九月十三日午後一時一〇分、東京地裁において、朝鮮高級学校が高校授業料「無償化」から外されたことを違法として訴えた裁判の判決を、山田裁判長が出した。傍聴希望者は一五〇〇人。二人の弁護士が裁判所前を出した白い紙には「不当判決」「朝鮮高生の声、届かず」と書かれていた。怒りの声、泣き声が起こり、次いで抗議のシュプレヒコールがあがった。しばらくして、歴史的な不当判決を糾弾する演説が始まった。この間絶え間なく、朝高生を中心とした文科省前の抗議活動で歌われてきた『声よ集まれ、歌となれ』のなかの『ただだけ叫べばいいのさうー!』という歌声が響き、まわりには大勢の支援者たちも唱和した。「原告団の申請を棄却する」「裁判費用は原告側が支払う」といった三〇秒の不当判決に、朝高生を無償化の対象から除外したことに基づくもので、重要な争点について判断を回避しています。すなわち、本判決は、「規定八の削除が無償化法による委任の趣旨を逸脱したものであり無効である(以下「本訴訟」といいます)を言明し、原告側の請求を棄却しました。裁判所は、訴訟における被告側の主張を丸呑みし、原告側の請求を棄却しました。

## 東京朝鮮高校生「高校無償化」 国賠訴訟弁護団声明

二〇一七年九月十三日

本日、東京地方裁判所民事第二八部は、東京朝鮮中高級学校の高級部に在籍していた生徒六名(現在は卒業生)が、就学支援金不支給を理由として提起した国家賠償請求訴訟(以下「本訴訟」といいます)を言明し、原告側の請求を棄却しました。裁判所は、訴訟における被告側の主張を丸呑みし、原告側の請求を棄却しました。

九月十三日午後一時一〇分、東京地裁において、朝鮮高級学校が高校授業料「無償化」から外されたことを違法として訴えた裁判の判決を、山田裁判長が出した。傍聴希望者は一五〇〇人。二人の弁護士が裁判所前を出した白い紙には「不当判決」「朝鮮高生の声、届かず」と書かれていた。怒りの声、泣き声が起こり、次いで抗議のシュプレヒコールがあがった。しばらくして、歴史的な不当判決を糾弾する演説が始まった。この間絶え間なく、朝高生を中心とした文科省前の抗議活動で歌われてきた『声よ集まれ、歌となれ』のなかの『ただだけ叫べばいいのさうー!』という歌声が響き、まわりには大勢の支援者たちも唱和した。「原告団の申請を棄却する」「裁判費用は原告側が支払う」といった三〇秒の不当判決に、朝高生を無償化の対象から除外したことに基づくもので、重要な争点について判断を回避しています。すなわち、本判決は、「規定八の削除が無償化法による委任の趣旨を逸脱したものであり無効である(以下「本訴訟」といいます)を言明し、原告側の請求を棄却しました。裁判所は、訴訟における被告側の主張を丸呑みし、原告側の請求を棄却しました。

## 朝鮮人民の権利踏みにじる政府・司法 朝鮮学校「高校無償化」裁判不当判決

決意表明があった。二〇一二年八月、高校授業料無償化法が成立。民主党政権のもとで第三者機関審議を行なったこととなった。審議機関においても朝鮮学校への支給は支持されていた。ところが同年十二月、第二次安倍政権が誕生すると、下村文科相は「裁判費用は原告側が支払う」といった三〇秒の不当判決に、朝高生を無償化の対象から除外したことに基づくもので、重要な争点について判断を回避しています。すなわち、本判決は、「規定八の削除が無償化法による委任の趣旨を逸脱したものであり無効である(以下「本訴訟」といいます)を言明し、原告側の請求を棄却しました。裁判所は、訴訟における被告側の主張を丸呑みし、原告側の請求を棄却しました。

九月十三日午後一時一〇分、東京地裁において、朝鮮高級学校が高校授業料「無償化」から外されたことを違法として訴えた裁判の判決を、山田裁判長が出した。傍聴希望者は一五〇〇人。二人の弁護士が裁判所前を出した白い紙には「不当判決」「朝鮮高生の声、届かず」と書かれていた。怒りの声、泣き声が起こり、次いで抗議のシュプレヒコールがあがった。しばらくして、歴史的な不当判決を糾弾する演説が始まった。この間絶え間なく、朝高生を中心とした文科省前の抗議活動で歌われてきた『声よ集まれ、歌となれ』のなかの『ただだけ叫べばいいのさうー!』という歌声が響き、まわりには大勢の支援者たちも唱和した。「原告団の申請を棄却する」「裁判費用は原告側が支払う」といった三〇秒の不当判決に、朝高生を無償化の対象から除外したことに基づくもので、重要な争点について判断を回避しています。すなわち、本判決は、「規定八の削除が無償化法による委任の趣旨を逸脱したものであり無効である(以下「本訴訟」といいます)を言明し、原告側の請求を棄却しました。裁判所は、訴訟における被告側の主張を丸呑みし、原告側の請求を棄却しました。